

事業活動温暖化対策指針

令和 7 年 2 月 7 日

告示第68号

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、事業活動温暖化対策指針を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

事業活動温暖化対策指針（平成 21 年神奈川県告示第 550 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第 74 号）による改正前の条例第 11 条第 1 項又は第 4 項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における廃止前の事業活動温暖化対策指針（3、4 及び 8 を除く。）の適用については、この告示の施行の日から起算して 4 年間は、なお従前の例による。

事業活動温暖化対策指針

1 総則

(1) 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、事業活動温暖化対策計画書等の作成に当たり必要な事項等について定めることにより、県内において事業活動を行う全ての事業者が実施する地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(2) 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

(3) 事業者の責務

特定大規模事業者は、条例第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定により、この指針に基づいて事業活動温暖化対策計画書及び実績報告書を作成しなければならない。

中小規模事業者は、この指針に準じて事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況の把握及びその削減に積極的に取り組むとともに、条例第 11 条第 3 項の規定を踏まえ、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書の積極的な作成に努めるものとする。また、計画書提出中小規模事業者は、条例第 14 条第 2 項の規定により、この指針に基づいて中小規模事業者用実績報告書を作成しなければならない。

2 事業の規模の把握等

県内において事業活動を行う全ての事業者は、毎事業年度、次のとおり事業の規模を把握するとともに、特定大規模事業者に該当するか否かを確認するものとする。

(1) 工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量

県内に設置している全ての工場等（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等を含む。以下同じ。）に係る前事業年度における原油換算エネルギー使用量の合計量を、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条に規定する換算の方法の例により次の範囲ごとに算定するものとする。

- ア 神奈川県内全域（以下「全県」という。）に設置している全ての工場等に係る合計量
- イ 横浜市及び川崎市を除く神奈川県の区域（以下「県域」という。）に設置している全ての工場等に係る合計量

なお、規則第2条第1項第1号又は第2号に該当する特定大規模事業者（以下「第1号又は第2号該当事業者」という。）であるか否かの判断は、全県の原油換算エネルギー使用量の合計量をもって行うものとする。

(2) 対象自動車の使用台数

前事業年度の3月31日現在において使用する全ての対象自動車の全県及び県域に係る台数を把握するものとする。

なお、規則第2条第1項第3号に該当する特定大規模事業者（以下「第3号該当事業者」という。）であるか否かの判断は、全県に係る台数をもって行うものとする。

3 事業活動温暖化対策計画書の作成等

(1) 様式等

特定大規模事業者は、条例第11条第1項の規定に基づき、知事が別に定める様式により事業活動温暖化対策計画書を作成するものとする。

事業活動温暖化対策計画書を提出する際は、次に掲げる資料を添付するものとする。

- ア 温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（算定に当たって、実測等に基づく排出係数を使用した場合は、その根拠資料を含む。）
- イ 原油換算エネルギー使用量の算定根拠資料（算定に当たって、実測等に基づく単位発熱量を使用した場合は、その根拠資料を含む。）
- ウ その他知事が必要と認める資料

(2) 計画の対象区域の設定

計画の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、原則として、県域を設定するものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- ア 県域に設置している全ての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量が著しく少ないことにより、県域のみでは当該計画の策定が困難な場合
- イ 県域に使用の本拠の位置を有する対象自動車の台数が著しく少ないことにより、県域のみでは当該計画の策定が困難な場合
- ウ 県域に設置している工場等及び横浜市又は川崎市内に設置している工場等に係るエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の管理が一体的に行われており、全県を対象区域とすることが望ましい場合
- エ 県域に使用の本拠の位置を有する対象自動車及び横浜市又は川崎市内に使用の本拠の位置を有する対象自動車に係るエネルギーの管理が一体的に行われており、全県を対象区域とすることが望ましい場合
- オ その他全県を対象区域とすることが望ましいと知事が認めた場合

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針の策定

規則第3条第4項第1号に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針は、対象区域に係る事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るために計画の期間において注力する対策等に関する基本的な方針について検討し、定めるものとする。

なお、県外にも工場等又は自動車を有する特定大規模事業者が、全体の工場等又は自動車

に係る基本的な方針の下に地球温暖化対策を推進している場合には、その方針を記載できることとする。

(4) 温室効果ガスの排出の量の算定

規則第3条第4項第2号に規定する温室効果ガスの排出の量は、事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の排出の量（以下「排出量」という。）とし、次のとおり算定するものとする。

ア 排出量の算定方法

工場等及び対象自動車に係る排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項第1号イ及びロに規定する方法の例により、それぞれ次に掲げるものを算定するものとする。

(ア) 基礎排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第3項に規定する温室効果ガス算定排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素に関するものをいう。以下同じ。）

(イ) 調整後排出量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第1条第4号に規定する調整後温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素に関するものをいう。以下同じ。）

イ 算定期間

排出量の算定対象となる期間は、次に掲げるものとする。

(ア) 基準年度（計画の期間の初年度の前事業年度をいう。以下同じ。）

(イ) 基準年度の前事業年度

(ウ) 基準年度の前々事業年度

(エ) 比較年度（2013年度（同年度の排出量の把握が困難な場合その他の同年度以外の特定の事業年度を設定することが適当と知事が認めた場合にあっては、当該事業年度）をいう。以下同じ。）

ウ 工場等に係る排出量の算定範囲

第1号又は第2号該当事業者にあっては、次に掲げる排出量を把握すること。

(ア) 全県に設置している全ての工場等に係る排出量の合計量

(イ) 県域に設置している全ての工場等に係る排出量の合計量

(ウ) 県域に設置しているエネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。）ごとの排出量

エ 対象自動車に係る排出量の把握範囲

第3号該当事業者にあっては、次に掲げる排出量を把握すること。

(ア) 対象自動車に係る全県の排出量の合計量

(イ) 対象自動車のうち、県域に使用の本拠の位置を有するものに係る排出量の合計量

なお、当該排出量の把握に必要な対象自動車に係る原油換算エネルギー使用量の合計量は、2(1)に準じて算定するものとする。

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減目標の設定

定量的な削減目標として、対象区域に係る目標年度（計画の期間の最終年度をいう。以下

同じ。)における排出量を設定するものとする。

なお、削減目標は、工場等又は対象自動車に係る比較年度及び基準年度における排出量、排出量の削減を図るために過去に取り組んできた対策の実績及び今後予定している対策を講じた場合の効果、今後の事業活動の見通し等を総合的に勘案して設定するものとする。

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための主な対策の検討

特定大規模事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、工場等における設備又は対象自動車（以下「設備等」という。）の保有状況、運転状況等に応じて、次のとおり対策を検討するものとする。

ア 対策の検討に当たっての基本的な考え方

第1号又は第2号該当事業者にあっては工場等の主たる業種に応じて別表第1又は別表第2に沿って、第3号該当事業者にあっては別表第3に沿って、それぞれ次に掲げる対策区分ごとの具体的な対策を検討するものとする。

(ア) 基本対策

基本対策は、設備等の管理運用方法の改善等により、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、基本的な対策として積極的に取り組むものとする。

(イ) 目標対策

目標対策は、高効率設備等の導入、既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期及び経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行った上で、積極的に取り組むよう努めるものとする。

イ エネルギーの使用の合理化

特定大規模事業者は、次のとおりエネルギー消費原単位を把握するほか、改善目標を設定し、積極的にエネルギーの使用の合理化に努めるものとする。

(ア) エネルギー消費原単位の把握

a 把握範囲

3(4)ウ及びエに準じた範囲で把握するものとする。

b 算定方法

工場等及び対象自動車に係るエネルギー消費原単位は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第9特定－第3表1－1の例により、それぞれ別に算定するものとする。

なお、エネルギー消費原単位の指標（生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値をいう。）は、対象区域に係る事業の状況に応じて適切に設定するとともに、原則として、当該指標は、一の計画の期間内において変更しないものとする。

c 算定期間

算定対象となる期間は、基準年度とする。

(イ) エネルギー消費原単位の改善目標の設定

定量的な改善目標として、対象区域に係る目標年度におけるエネルギー消費原単位を設定するものとする。

なお、改善目標は、3(5)と同様の趣旨により設定するものとする。

ウ 再生可能エネルギー等の利用又は導入

特定大規模事業者は、規則第3条第4項第4号に掲げる再生可能エネルギー等の利用又は導入について、次のとおり積極的に努めるものとする。

(ア) 工場等における使用電力量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合の向上

第1号又は第2号該当事業者にあっては、基準年度における使用電力の再エネ電源比率（対象区域内の全ての工場等の使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合をいう。以下同じ。）を把握するものとする。

また、定量的な目標として、目標年度における使用電力の再エネ電源比率を3(5)と同様の趣旨により設定し、次に掲げる対策により、積極的に当該比率の向上に努めるものとする。

- a 自家消費型再生可能エネルギー発電設備等の導入
- b 再生可能エネルギー由来の電力等の利用
- c グリーン電力証書、FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書（再生可能エネルギー由来の電力に係るものに限る。）又は J-クレジット（再生可能エネルギー由来の電力に係るものに限る。）の取得

(イ) 電気自動車及び燃料電池自動車の導入

第3号該当事業者にあっては、基準年度の3月31日現在において対象区域に使用の本拠の位置を有する対象自動車のうち次に掲げるものについて、電気自動車及び燃料電池自動車の台数を把握するものとする。

また、定量的な目標として、目標年度における電気自動車及び燃料電池自動車の台数を3(5)と同様の趣旨により設定し、積極的に電気自動車及び燃料電池自動車の導入に努めるものとする。

- a 乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。3(6)ウ(イ)bにおいて「自動車 NOx・PM 法施行令」という。）第4条第5号に規定する乗用自動車をいう。以下同じ。）
- b バス（自動車 NOx・PM 法施行令第4条第3号に規定する大型バス及び同条第4号に規定するマイクロバスをいう。以下同じ。）及び貨物自動車（自動車 NOx・PM 法施行令第4条第1号に規定する普通貨物自動車及び同条第2号に規定する小型貨物自動車をいう。以下同じ。）

エ 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組の実施

特定大規模事業者は、次のとおり2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組の実施に努めるものとする。

(ア) 2050年までの脱炭素化の表明

2050年までに自らの事業活動に伴って直接的又は間接的に発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれ、温室効果ガスの排出量が実質的にゼロの状態にすることを、ホームページその他の方法により、対外的に表明するよう努めるものとする。

(イ) 2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定及び公表

2050年までの脱炭素化の達成に向けて、具体的な対策を記載した中長期的な計画を策定するとともに、ホームページその他の方法により、対外的に公表するよう努めるもの

とする。

(ウ) SBT 等イニシアティブに関する取組

主に次の温室効果ガスの排出の量の削減等に関するイニシアティブへの参画等を検討し、積極的に参画等するよう努めるものとする。

- a SBT (Science Based Targets) 認定の取得
- b TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 提言への賛同
- c RE100 (Renewable Energy 100%) への参加
- d 再エネ 100 宣言 RE Action への参加

(エ) サプライチェーン全体での削減の取組

特定大規模事業者に関するサプライチェーン排出量（事業者のサプライチェーンにおける事業活動に伴って発生する温室効果ガスの直接排出量、エネルギー起源間接排出量及びその他の間接排出量の総称をいう。）の算定、開示、削減目標の設定等により、削減に努めるものとする。

オ 地域の地球温暖化対策の推進への貢献

特定大規模事業者は、条例第 4 条第 2 項の規定により、自らの事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減のほか、地域における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する対策として次に掲げるものの実施を検討し、積極的に取り組むものとする。

- (ア) 中小規模事業者への地球温暖化対策に係る技術等の普及及び移転
- (イ) 地域における環境教育の実施
- (ウ) 県内の森林の保全及び緑化の推進
- (エ) その他の取組

4 中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書の作成等

(1) 様式

中小規模事業者は、条例第 11 条第 3 項に基づき、知事が別に定める様式により中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を作成するものとする。

(2) 計画の対象区域の設定

対象区域は、原則として、全県を設定するものとする。ただし、知事が県域を対象区域とすることが望ましいと認めた場合は、この限りでない。

(3) その他

3 (3) から (6) まで（(4)イ(エ)及びウ(ウ)並びに(6)エ(イ)から(エ)まで及びオを除く。）を準用するものとする。この場合において、「第 1 号又は第 2 号該当事業者」とあるのは「工場等に関する削減計画を策定する者」と、「第 3 号該当事業者」とあるのは「自動車に関する削減計画を策定する者」と読み替えるものとする。

なお、3 (6)エ(イ)から(エ)までに掲げる事項は、中小規模事業者が中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に任意で記載することができるものとする。

5 変更等届出書の作成等

(1) 計画書提出特定大規模事業者

ア 様式

計画書提出特定大規模事業者は、条例第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条第 2 項の規定に基づき、知事が別に定めるところにより変更等届出書

を作成し、速やかに届け出るものとする。

イ 添付資料

変更等届出書には、必要に応じて、変更内容が分かる書類を添付するものとする。

ウ その他

削減目標を大幅に変更しようとする場合は、あらかじめ知事と協議の上、必要に応じて、当該変更等届出書と併せて改めて事業活動温暖化対策計画書を提出するものとする。

また、事業の廃止又は休止とは、計画の対象区域における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

(2) 計画書提出中小規模事業者

ア 様式

計画書提出中小規模事業者は、条例第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に掲げる事項に変更があったとき、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき、又は当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条第 4 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、知事が別に定めるところにより中小規模事業者用変更等届出書を作成し、速やかに届け出るものとする。

イ 添付資料

中小規模事業者用変更等届出書には、必要に応じて、変更内容が分かる書類を添付するものとする。

ウ その他

削減目標を大幅に変更しようとする場合、事業の一部を廃止又は休止する場合の取扱いは、5 (1) ウに準じる。

6 実績報告書等の作成等

(1) 計画書提出特定大規模事業者

ア 様式

計画書提出特定大規模事業者は、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、知事が別に定める様式により実績報告書を作成し、提出するものとする。

なお、実績報告書を提出する際は、3 (1) アからウまでに掲げるものに準じた資料を添付するものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の算定

3 (4) に準じて、報告対象年度における排出量を算定するものとする。

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための主な対策の実施状況等

特定大規模事業者は、自らが設定した次に掲げる事項に関する報告対象年度における実施状況を把握するとともに、その結果を実績報告書に記載するものとする。

(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための主な対策

(イ) エネルギーの使用の合理化

(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入

(エ) 2050 年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組

(オ) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献

エ 計画の期間中の確認等

特定大規模事業者は、一の計画の期間中の毎事業年度、当該事業年度の前事業年度にお

ける対策の実施状況、排出量削減効果等について確認し、当該計画に定めた排出量の削減目標の達成に向けて、必要に応じて、対策の見直しを行うものとする。

オ 計画の期間終了時の確認等

特定大規模事業者は、一の計画の期間が終了したときは、計画の期間中の対策の実施状況、排出量の推移、目標の達成状況等について確認するものとする。また、削減目標を達成できなかった場合には、期待した対策の効果が表れなかった原因等を分析して明らかにするとともに、次期の計画の期間における対策の検討に活かすよう努めるものとする。

(2) 計画書提出中小規模事業者

ア 様式

計画書提出中小規模事業者は、条例第14条第2項の規定に基づき、知事が別に定める様式により中小規模事業者用実績報告書を作成し、提出するものとする。

中小規模事業者用実績報告書を提出する際は、3(1)イに準じた資料を添付するものとする。

また、条例第16条第2項の規定により中小規模事業者用実績報告書等の評価を希望する中小規模事業者は、計画の期間ごとに知事が別に定める中小規模事業者用評価依頼申出書を提出するものとする。

イ その他

6(1)イからオまで(ウ(オ)を除く。)を準用するものとする。

7 実績報告書等の評価及びその公表

知事は、条例第16条第1項の規定により、次のとおり評価等を行うものとする。

(1) 評価の対象となる区域

評価の対象となる区域は、対象区域とする。

(2) 評価項目

ア 計画書提出特定大規模事業者

条例第16条第1項の規定による評価は、次に掲げる項目について行うものとする。

(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項

次に掲げる項目について、基礎排出量及び調整後排出量それぞれの評価を行うものとする。

a 直近の排出量削減率

排出量の対前事業年度削減率（報告対象年度を含む直近3か年の幾何平均をいう。）とする。

b 過去からの排出量削減率

比較年度における排出量に対する報告対象年度における排出量の削減率とする。

c 高い削減目標の設定

規則第6条第1項に規定する事業活動温暖化対策指針に定める事項は、事業活動温暖化対策計画書に記載した排出量の削減目標（基準年度における排出量に対する目標年度における排出量の削減率をいう。）とする。

(イ) エネルギーの使用の合理化に係る事項

報告対象年度の前事業年度におけるエネルギー消費原単位に対する報告対象年度におけるエネルギー消費原単位の改善率とする。

(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項

第1号又は第2号該当事業者にあっては、報告対象年度における使用電力の再エネ電源比率について、評価を行うものとする。

第3号該当事業者にあっては、乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合又はバス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況とする。

(エ) 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る事項

次に掲げる項目について、それぞれ評価を行うものとする。

- a 2050年までの脱炭素化の表明
- b 2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定及び公表
- c SBT等イニシアティブに関する取組
- d サプライチェーン全体での削減の取組

なお、計画書提出特定大規模事業者以外の者が取組の主体となっている場合（当該計画書提出特定大規模事業者が当該取組の範囲に含まれる場合に限る。）も評価の対象とすることができる。

イ 計画書提出中小規模事業者

条例第16条第3項の規定による評価は、7(2)ア((ア) b及び(エ) bからdまでを除く。)を準用するものとする。この場合において、「第1号又は第2号該当事業者」とあるのは「工場等に関する削減計画を策定する者」と、「第3号該当事業者」とあるのは「自動車に関する削減計画を策定する者」と読み替えるものとする。

(3) 評価基準及び評価方法

評価基準及び評価方法は、別表第4から別表第10までのとおりとし、評価結果は、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴いた上で、取りまとめるものとする。

なお、第1号又は第2号該当事業者にあっては、県内における主たる業種が、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類 A 農業、林業からF 電気・ガス・熱供給・水道業までに該当するもの（大分類 Fのうち、水道業を除く。）は産業部門、それ以外の大分類に該当するもの（大分類 Fのうち、水道業を含む。）は業務部門の評価基準をそれぞれ適用するものとする。また、第3号該当事業者にあっては、運輸部門の評価基準を適用するものとする。

(4) 評価結果の通知

条例第16条第4項の規定による通知は、知事が別に定める評価結果通知書により計画書提出事業者あて電子メールその他の適当な方法により行うものとする。

(5) 評価結果の公表

条例第16条第5項の規定による公表は、事業者ごとに評価結果を取りまとめ、県ホームページにおいて行うものとする。

なお、規則第6条第4項に規定する事業活動温暖化対策指針に定める場合は、天災その他不可抗力による場合及び評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合とする。また、短期的な社会及び経済の状況の変化に対する当面の緩和措置として、評価結果が単年度又は2年度連続でC又はD（評価を希望した計画書提出中小規模事業者にあつては、c）であつた場合、当該評価結果は公表しないものとする。

8 知事の指導、助言等への協力

知事は、条例第17条の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動に係る計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導、助言等を行うことのほか、必要な範囲において資料の提出を求め、又は計画書提出事業者の事業所等に対する立入調査への協力を求めることができる。

計画書提出事業者は、知事からの資料提出の求め又は立入調査への協力の求めがあった場合は、積極的に協力するよう努めるものとする。

別表第1 業務部門における対策

削減対策の区分		削減対策の内容	
大分類	小分類		
11	一般管理事項	01	推進体制の整備 A 温室効果ガスの排出量削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成、研修体制の構築等により、推進体制を整備すること。 A 年度計画等を定めて、温室効果ガスの排出量削減対策を計画的に推進すること。 B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。
		02	管理基準の作成及び変更 A 温室効果ガスの排出量削減対策を効率的に実施するための各種設備及び機器の管理基準を作成すること。 A 各種設備及び機器の管理基準を定期的に見直し、更なる排出量削減対策の推進につなげること。
		03	主要設備等の保全管理 A 各種設備及び機器の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、設備及び機器の劣化状況、保守時期等を把握すること。 A 各種設備及び機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を行うこと。
		04	定期的な計測及び記録 A 管理基準を作成した各種設備及び機器について、電力、流量、運転時間等の項目を定期的に計測して記録し、日報、月報等を作成して適切に管理すること。 A 計画的に計測機器の整備を推進すること。
		05	エネルギー使用量の管理 A エネルギー使用量について、年、季節、月、週、日、時間等の単位の使用量及び負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 A エネルギー使用量の管理指標として、エネルギー消費原単位による管理を行うこと。
12	空調設備、換気設備等	01	空調設備 A 運転時間の見直しを行い、空調負荷を軽減するとともに、室内温度条件を把握し、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度（冷房 28℃程度、暖房 20℃程度）を勘案し、設定すること。 A 建物の予熱又は予冷時及び夏期又は冬期の外気取入量の適正化を図り、空調負荷を軽減すること。 A 中間期の熱源の停止、室内の混合損失の軽減対策等を講じ、熱源エネルギーの削減を図ること。 A 風量低下時のダクト内空気の水蒸気飽和による結露防止のため、給気の露点温度の制御を行うこと。 A 冷房時の除湿制御による除湿及び再熱運転の必要性を検討し、不要な場合は停止すること。 A ファンベルト等付属品は、更新時にエネルギー効率の高いものを導入すること。 B ヒートポンプ、蓄熱システム等の効率の高い設備又はシステムを導入すること。 B タイマー、人感センサー等による ON/OFF 制御、CO₂ センサー等による外気導入量制御を行うこと。 B 空調機ファンへ回転数制御装置を導入すること。
		02	冷凍機 A 効率の維持及び向上のため、定期的な成績係数（COP）の確認を行うこと。 A 熱交換器に付着したスケールの除去を行うこと。 A 冷凍機の冷水出口温度及び冷却水入口温度を適正な値に管理すること。
		03	冷却塔 A ポンプ類は、適正な水量及び揚程で運転すること。 A 冷却塔冷却水の水質管理を行うこと。 A 冷媒管に保温がされていない箇所について適切に保温を行うこと。 B 冷却塔充填材の清掃を行うこと。 B 冷却水ポンプへ回転数制御装置を導入すること。

削減対策の区分				削減対策の内容
大分類		小分類		
		04	換気設備	A 換気量、換気回数等を適正な値に設定するとともに、換気が不要な場合は換気停止を徹底すること。 B 燃焼器具等の空気汚染源に対しては、局所排気設備を導入すること。 B 駐車場においては、タイムスケジュール制御、CO ₂ 又はCO濃度制御等に係るシステムを導入すること。
13	ボイラー設備及び給湯設備	01	ボイラー	A 空気比を最適に設定すること。 A 燃焼制御装置の待機時消費電力の削減及び予熱運転時間の短縮による燃料消費量の削減を図ること。 A ボイラーは、必要とされる温度、圧力等を踏まえた蒸気圧力及び温度に設定すること。 A ボイラー水の水質管理を行うこと。 A 負荷側の要求に応じたきめ細かな運転並びに起動時間（ウォーミングアップ運転）及び停止時間の適切な設定を行うこと。 A 高い効率で運転できるようにボイラーの台数制御を行うこと。
		02	給湯設備	A 給湯温度を衛生上可能な範囲で低く設定すること。 A 熱交換器に付着したスケールの除去を行うこと。 A 冬期以外の期間においては、給湯が不要な配管系統を停止するとともに、時間、曜日、季節等によって給湯の起動時刻及び停止時刻を適切に変更すること。 A 蒸気配管、バルブ類、熱交換器等の作動状況、目詰まり等について、保守点検を行い、良好な状態に維持すること。 A 蒸気配管及びバルブ等の配管付属品からの蒸気の漏えい及び保温状態の保守点検を行い、良好な状態に維持すること。 A 断熱がなされていない配管及びバルブ等の配管付属品について適切に保温を行うこと。 B ヒートポンプシステム又は潜熱回収方式の熱源設備へ更新すること。
14	照明及び昇降機	01	照明設備	A 照度については、日本産業規格照度基準等の規格により視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルとすること。 B 窓側の照明器具の別回路スイッチ化、照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置又は適宜調光による減光若しくは消灯により過剰又は不要な点灯を削減すること。 B 磁気回路式安定器は、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子回路式安定器（インバーター）へ更新すること。 B 水銀灯は、高効率ランプに交換すること。
		02	昇降機	A 昇降機は、夜間又は休日の稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、稼働台数制御を行うスケジュールの管理を行うこと。 A エスカレータは、適正な運転時間の設定、人感センサーの設置等による運転により、不要時の運転を避けること。
15	受変電設備及びBEMS	01	受変電設備	A 電気負荷状況を適切に把握するとともに、最大電力の抑制を図ること。 A 夜間等不使用時間帯における変圧器の遮断等により無負荷損を低減すること。 B 進相コンデンサを導入し、受電端における力率95%以上を維持するよう運用するとともに、設備の運転に合わせて調整を行うこと。 B 負荷側の利用状況を検討した上で、変圧器の統合を行うこと。
		02	BEMS	B 電気使用設備、空気調和設備等を総合的に管理するビルエネルギー管理システムの採用を検討し、導入すること。
16	発電専用設備及びコージェネレーション設備	01	発電専用設備	A 発電専用設備は高効率運転を維持すること。
		02	コージェネレーション設備	B コージェネレーション設備を導入する場合には、熱及び電気の将来の動向について検討を行い、年間を総合して排熱及び電気の十分な利用が可能であることを確認し、適切な規模とすること。

削減対策の区分				削減対策の内容
大分類		小分類		
17	事務用機器	01	事務用機器	A 不要時の電源遮断等により、待機電力の削減を図ること。 B 効率のよい OA 機器への更新により、電気使用量を低減すること。
18	業務用機器	01	業務用機器	A 冷凍庫及び冷蔵庫周辺の温度を適正な値に設定するとともに、冷凍庫及び冷蔵庫の扉の開閉回数の削減を図ること。 A ショーケースの照明点灯時間、陳列及び保管食材の量、温湿度等を適正に設定し、及び管理すること。 A 冷凍庫及び冷蔵庫の断熱材、着霜制御装置等を良好な状態に維持すること。
19	建物	01	建物	A ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日光の入射熱を防止すること。 B 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、壁面の断熱強化を図るとともに、屋上緑化等により屋上部の断熱性能の向上を図ること。 B 大型扉等の開放時間を短縮化し、又は開口部にビニールカーテン、エアカーテン若しくは自動シャッターを設置すること。 B 太陽熱利用設備を導入すること。 B 太陽光発電設備を導入すること。 B 雨水利用設備を導入すること。

備考 1 「A」は「基本対策」、「B」は「目標対策」を指す。

2 「業務部門における対策」は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における対策を指す。

別表第2 産業部門における対策

削減対策の区分			削減対策の内容
大分類	小分類		
31	一般管理事項	01	推進体制の整備 A 温室効果ガスの排出量削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成、研修体制の構築等により、推進体制を整備すること。 A 年度計画等を定めて、温室効果ガスの排出量削減対策を計画的に推進すること。 B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。
		02	管理基準の作成及び変更 A 温室効果ガスの排出量削減対策を効率的に実施するための各種設備及び機器の管理基準を作成すること。 A 各種設備及び機器の管理基準を定期的に見直し、更なる排出量削減対策の推進につなげること。
		03	主要設備等の保全管理 A 各種設備及び機器の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、設備及び機器の劣化状況、保守時期等を把握すること。 A 各種設備及び機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を行うこと。
		04	定期的な計測及び記録 A 管理基準を作成した各種設備及び機器について、電力、流量、運転時間等の項目を定期的に計測して記録し、日報、月報等を作成して適切に管理すること。 A 計画的に計測機器の整備を推進すること。
		05	エネルギー使用量の管理 A エネルギー使用量について、年、季節、月、週、日、時間等の単位の使用量及び負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 A エネルギー使用量の管理指標として、エネルギー消費原単位による管理を行うこと。
32	燃料の燃焼の合理化	01	燃料の燃焼管理 A 空気比を最適に設定すること。 A 燃焼制御装置の待機時消費電力の削減及び予熱運転時間の短縮による燃料消費量の削減を図ること。 A 熱効率改善のため、負荷率に応じた台数制御及び適正な燃焼負荷の調整を行うこと。
33	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	加熱設備 A 熱媒体による熱量の過剰供給をなくすよう、熱媒体の温度、圧力及び量を最適に設定すること。 A 熱効率を向上させるよう、ヒートパターン（被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化）を改善すること。 A 過大及び過小な負荷を避けるよう、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を最適に設定すること。 B 設備の効率向上のため、高効率設備への負荷の平準化、高効率設備の導入、負荷の集約化等を行うこと。
		02	加熱工程のスケジュール管理 A 加熱を反復して行う工程については、工程間の待ち時間を短縮すること。 A 加熱等を行う設備で断続的な運転を行うものについては、運転の集約化を行うこと。
		03	ボイラー A ボイラーの負荷を平準化し、急激な負荷変動を低減する等の措置をとること。 A 台数制御は、各ボイラーの効率、特性及び蒸気需要側の利用パターンを把握し、ボイラー全体としての熱効率を高く維持すること。 A ボイラー給水及びブロー水の水質管理による伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿の防止、過剰ブローの防止等により、ボイラーの熱損失を低減させること。
		04	蒸気供給の管理 A 設備休止時の蒸気元バルブの開閉確認を行うこと。 A 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、不要時の蒸気バルブの閉止を行うこと。 A 加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度の維持を行うこと。 B 蒸気使用設備がボイラーから離れている場合は、輸送途中配管で乾き度の低下を招くので、ドレンセパレータの導入等の適切な措置を講ずること。

削減対策の区分				削減対策の内容
大分類		小分類		
		05	冷凍機	A 効率の維持及び向上のため、定期的な成績係数（COP）の算出等を行うこと。 A 冷凍機の冷水出口温度及び冷却水入口温度を適正な値に管理すること。 A 冷却塔及び熱交換器の効率低下防止のため、冷却水の水質管理及び熱交換器のスケール除去を行うこと。 B 冷却塔充填材の清掃を行うこと。 B 冷却水ポンプへ回転数制御装置を導入すること。
		06	空調設備	A 空調設備は、運転時間、室内の温湿度、換気回数等を使用状況に応じて最適に設定すること。 B ヒートポンプ、蓄熱システム等の効率の高い設備又はシステムを採用すること。 B 熱需要の変化に対応可能な容量のものとし、可能な限り空調和を施す区画ごとに分割制御できる設備を導入すること。 B タイマー、人感センサー等による ON/OFF 制御等、負荷変動に応じ効率の高い運転が可能となるシステムを導入すること。 B 送風機及びポンプを負荷変動の大きな状態で使用するときは、回転数制御装置による変風量システム及び変流量システムを導入すること。
		07	給湯設備	A 給湯温度を衛生上可能な範囲で低く設定すること。 A 給湯圧力を可能な限り低く設定すること。 A 曜日、季節等によって給湯期間又は起動停止時刻を短縮変更すること。 B ヒートポンプ等省エネ型給湯器の導入又は不要配管の除去等配管経路の見直しを行うこと。
34	廃熱の回収利用	01	排ガスの廃熱回収の管理	B ボイラー及び工業炉は、可能な限り排ガスからの廃熱を回収し、廃熱回収率の向上を図ること。
		02	蒸気ドレンの廃熱回収の管理	A 蒸気ドレンは、廃熱回収を行う温度、量及び性状の範囲を把握し、可能な限り廃熱回収を行うこと。
		03	その他の廃熱回収の管理	B 加熱された固体又は流体が有する顕熱及び潜熱は可能な限り回収を行うこと。 B 排熱を有効に活用できる場合には、熱回収型ヒートポンプを導入すること。
35	熱の動力等への変換の合理化	01	発電専用設備	A 発電専用設備は高効率運転を維持すること。
		02	コージェネレーション設備	B コージェネレーション設備を導入する場合には、熱及び電気の将来の動向について検討を行い、年間を総合して排熱及び電気の十分な利用が可能であることを確認し、適切な規模とすること。
36	放射、伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	01	配管の管理	A スチームトラップは、蒸気の漏えい及び閉塞を防止する管理を行うこと。 A 熱使用設備、配管、バルブ等は、必要に応じて保温及び保冷の強化を図ること。 B 配管経路の合理化（経路の見直し並びに不要及び重複配管の撤去）を行うこと。
37	抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	01	変圧器	A 長期不使用の変圧器は、停止させること。 A 変圧器の需要率を適正に維持するよう負荷の適正配分調整を行うこと。 B 二次側に同じ変圧器が複数あり、その負荷を他の変圧器に移行できる場合は、軽負荷変圧器の負荷を移行統合すること。
		02	受電端力率の管理	B 進相コンデンサを導入し、受電端における力率 95% 以上を維持するよう運用するとともに、設備の運転に合わせ調整を行うこと。 B 進相コンデンサは、電気負荷設備の稼働状況に合わせた最適値の容量に変更すること。
		03	電力負荷の管理	A 電気使用設備の稼働調整により、電気の使用を平準化して最大電流を低く抑えること。 B 三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧及び相電流の均一化を目指し接続替えを行うこと。

削減対策の区分				削減対策の内容
大分類		小分類		
38	電気の動力、熱等への変換の合理化に関する措置	01	換気設備	A 換気設備は負荷の軽減のため、換気運転（期間、時間及び回数）を使用状況等に応じて最適に設定すること。 A 生産活動等に伴い発生する有害、汚染物質及び熱は、局所排気を有効に利用し排出すること。
		02	熱搬送設備	A 熱搬送ポンプ負荷に応じた適正な流量とすること。 B 熱搬送ポンプに台数制御装置、回転数制御装置等の導入を行うこと。
		03	ポンプ	A 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合は、負荷の変動に応じた適正な状態になるよう吐出量及び圧力を調整すること。 B 使用端の圧力及び流量を把握して吐出弁を適正に調節した運転を行うこと。 B ポンプの ON/OFF 制御による総流量の削減を行うこと。 B 台数制御、回転数制御、インペラカット等の手法を導入し、現状の負荷に適応したポンプ性能に変更すること。
		04	ファン及びブロワー	A ファン及びブロワーは、所要使用端末圧力及び流量を把握して、適正な流量及び圧力に調整すること。 A ファンベルト等付属品は、更新時にエネルギー効率の高いものを導入すること。 B ファン及びブロワーは、操業状況を把握して、台数制御、ON/OFF 制御、吸込ベンダンパー制御、回転数制御等に係るシステムを導入し、運転時間及び風量の削減を図ること。 B 固定ダンパー制御から台数制御、インペラカット、プーリーダウン等の手法を導入し、負荷の状態に応じた固有性能に変更すること。
		05	コンプレッサー	A 生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 A 供給側と使用側とが緊密な連携を行うことにより、必要最低圧力を考慮し、吐出圧力の低減及び負荷の平準化を行うこと。 A 吸込み空気温度及び圧力の適正管理を行うこと。 B 台数制御、回転数制御等に係るシステムを導入し、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう風量及び圧力を調整すること。 B 空気配管経路の見直しを行い、圧力損失の改善を図ること。 B 急激な圧力変動に対応するためのレシーバタンク（アキュムレータ）を導入すること。
		06	電動機	A 電動機の空転（アイドリング）期間による電気の損失を低減するため、始動電力量との関係を勘案して適切に運転し、又は不要時の停止につなげること。 A 電動機の部分負荷における効率を考慮し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 B 高効率電動機を導入すること。
		07	電気炉	A 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、被加熱物の装てん方法を改善することにより、その熱効率を向上させること。 A 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じたヒートパターンとすることで熱効率の向上を図ること。
		08	電解設備	B 電解設備は、適当な形状及び特性の電極を導入し、電極間距離、電解液の濃度等を適正な値とし、導体の接触抵抗等を低減することにより、電解エネルギー効率を向上させること。
		09	照明設備	A 照度については、日本産業規格照度基準等の規格により視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルとすること。 B 窓側の照明器具の別回路スイッチ化、照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置又は適宜調光による減光若しくは消灯により過剰又は不要な点灯を削減すること。 B 磁気回路式安定器は、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子回路式安定器（インバーター）へ更新すること。 B 水銀灯は、高効率ランプに交換すること。

削減対策の区分				削減対策の内容
大分類		小分類		
		10	事務用機器	A 不要時の電源遮断等により、待機電力の削減を図ること。 B 効率のよい OA 機器への更新により、電気使用量を低減すること。
		11	昇降機	A 昇降機は、夜間又は休日の稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、稼働台数制御を行うスケジュールの管理を行うこと。 A エスカレータは、適正な運転時間の設定、人感センサーの設置等による運転により、不要時の運転を避けること。
39	建物	01	建物	A ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日光の入射熱を防止すること。 B 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、壁面の断熱強化を図るとともに、屋上緑化等により屋上部の断熱性能の向上を図ること。 B 大型扉等の開放時間を短縮化し、又は開口部にビニールカーテン、エアカーテン若しくは自動シャッターを設置すること。 B 太陽熱利用設備を導入すること。 B 太陽光発電設備を導入すること。 B 雨水利用設備を導入すること。

備考 1 「A」は「基本対策」、「B」は「目標対策」を指す。

2 「産業部門における対策」は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等における対策を指す。

別表第3 運輸部門における対策

削減対策の区分		削減対策の内容	
大分類	小分類		
51	全事業者に共通する対策	01 推進体制の整備	A 温室効果ガスの排出量削減対策を推進するための対策責任者の設置、管理マニュアルの作成、研修体制の構築等により、推進体制を整備すること。 A 温室効果ガスの排出量削減対策を推進するため、エコドライブの責任者の設置、マニュアルの作成等により、エコドライブ推進体制を整備すること。 B 環境マネジメントシステムを導入し、第三者機関によるチェックが行われる仕組みを確立すること。
		02 エネルギー使用に関するデータ管理	A 自動車ごとの走行距離、燃料消費量等のデータを定期的（月ごと、日ごと等）に把握し、記録すること。
		03 自動車の適正な使用管理	A 使用目的に応じた適正な自動車を使用できるよう車両管理を行うこと。
		04 自動車の適正な維持管理	A 日常の点検及び整備に関するマニュアルの作成、従業員の教育等を行うこと。 A 定期的にタイヤ空気圧の適正化、エアクリーナーの清掃及び交換、エンジンオイルの交換等、自動車の適正な維持管理を行うこと。
		05 エコドライブの実施	A 自動車の使用に当たっては、急発進及び急加速をしない、定速走行及び経済走行の励行、アイドリングストップの実施、空ぶかしの排除、エンジンプレーキの多用、不要な積荷の抑制等、エコドライブに事業者全体で取り組むこと。 A 温室効果ガスの排出量削減対策を推進するため、運転手に対するエコドライブの周知及び教育を行うこと。 B デジタル式運行記録計の活用等により、エコドライブの確実な推進を図ること。
		06 低燃費車等の導入	B 輸送等の使用目的に応じた適正な車両を計画的に導入するほか、大型車から小型車への転換を計画的に進めること。 B トップランナー燃費基準達成自動車、アイドリングストップ装置装着自動車等の自動車を計画的に導入すること。
		07 温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の導入	B 電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の計画的な導入に努めること。
52	貨物輸送に関わる対策	01 効率的なルート及び時間の選定等	A 事前に目的地までの効率的なルートを選定すること。 A 輸送回数の減少に資する輸送量に応じた自動車の使用を行うこと。 A 道路混雑時の輸送の見直しによる輸送の円滑化を図ること。
		02 共同輸送の促進	B 他の事業者等と連携して、物資の集荷、配送等の共同実施、自動車又は貨物の相互融通等により、積載効率及び輸送効率の向上を図ること。
		03 帰り荷の確保等	A 輸送需要の的確な把握を行い、積み合わせ輸送の推進、帰り荷の確保等を実施し、積載効率及び輸送効率の向上を図ること。
		04 ジャストインタイムサービスの改善	B 関係者と十分な協議を行い、行き過ぎた多頻度少量輸送及びジャストインタイムサービスの見直しを行うこと。
		05 自家用貨物自動車から営業用貨物自動車への輸送転換（自営転換）	B 少量の荷物を輸送するために自家用貨物自動車を使用している場合、効率的輸送の観点から見直しを行い、効率化ができる場合には、営業用貨物自動車による輸送へ転換すること。
		06 積載効率及び運行効率の向上に向けた取組	A 輸送物品の重量、形状及び特性を把握して最適な輸送ロットの決定を行うこと。 B 検品に時間を要することによる運行効率の低下を避けるため、I C タグの導入等検品の簡略化を図ること。 B 商品の形状又はその荷姿の標準化により、積み合わせを容易にすること。
		07 モーダルシフトの推進	B 貨物量の確保、トラックからの積み替えを行うための場所及び運行スケジュールの調整等を行い、自動車輸送から鉄道又は船舶による輸送に転換すること。
		08 物流施設の整備等	B 共同輸送等に対応するため、施設間の適正配置及び集約化並びに荷受け、仕分け等の業務の効率化に配慮しつつ、物流拠点の整備を図ること。 B 荷捌き場、駐停車場所及び進出入路の整備を図ること。
		09 情報化の推進	B 関係者と連携を図り、V I C S（道路交通情報通信システム）等のシステムを活用した積載効率の向上等に資する情報システムの開発及び導入に努めること。

備考 「A」は「基本対策」、「B」は「目標対策」を指す。

別表第4 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る評価基準

	産業部門	業務部門	運輸部門
1 事業年度当たりの削減率	4.8%	6.7%	1.2%

別表第5 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る各項目の配点

項目		満点	配点の内訳
直近の排出量削減率	基礎排出量	5点	部門別の評価基準への到達度に応じて配点 ・評価基準の100%以上：5点 ・評価基準の75%以上100%未満：4点 ・評価基準の50%以上75%未満：3点 ・評価基準の25%以上50%未満：2点 ・評価基準の0%を超え25%未満：1点 ・評価基準の0%以下：0点
	調整後排出量	5点	
過去からの排出量削減率	基礎排出量	5点	
	調整後排出量	5点	
高い削減目標の設定	基礎排出量	1点	部門別の評価基準以上の目標設定の有無に応じて配点（有り：1点、無し：0点）
	調整後排出量	1点	

備考 直近の排出量削減率、過去からの排出量削減率及び高い削減目標の設定に係る評価基準は、別表第4の値を基に経過した事業年度を加味した削減率（複利計算して小数点第2位を四捨五入した値）とする。

別表第6 エネルギーの使用の合理化に係る評価基準

	産業部門	業務部門	運輸部門
エネルギー消費原単位の改善率	1%以上		

別表第7 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る評価基準

1 第1号又は第2号該当事業者に係る評価基準

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力の再エネ電源比率	28%以上	30%以上	32%以上	34%以上	36%以上	38%以上

2 第3号該当事業者に係る評価基準

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合	6%以上	8%以上	10%以上	12%以上	14%以上	16%以上
バス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況	1台以上					

別表第8 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る評価基準

	産業部門	業務部門	運輸部門
2050年までの脱炭素化の表明	取組の実施		
2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	取組の実施		
SBT等イニシアティブに関する取組	取組の実施		
サプライチェーン全体での削減の取組	取組の実施		

別表第9 特定大規模事業者の総合評価方法

排出量削減の結果の評価	排出量削減のプロセスの評価	評価
14 点以上 (Class I : 排出量削減が顕著な事業者)	全ての評価項目を達成している	S
	上記以外	A
3 点以上 13 点以下 (Class II : 排出量削減が進んでいる事業者)	全ての評価項目を達成している	
	1 項目以上達成している（上記の場合を除く。）	B
	全ての評価項目のいずれも達成していない	C
2 点以下 (Class III : 排出量削減が進んでいない事業者)	全ての評価項目を達成している	
	上記以外	D

備考 1 排出量削減の結果の評価は、直近の排出量削減率、過去からの排出量削減率及び高い削減目標の設定の合計点とする。

2 排出量削減のプロセスの評価は、次の評価項目の達成状況とする。

(1) 別表第6のエネルギー消費原単位の改善率

(2) 第1号又は第2号該当事業者にあっては別表第7の1の使用電力の再エネ電源比率、第3号該当事業者にあっては同表の2の乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合又はバス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況のいずれか

(3) 別表第8の2050年までの脱炭素化の表明

(4) 別表第8の2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等、SBT等イニシアティブに関する取組又はサプライチェーン全体での削減の取組のいずれか

別表第10 中小規模事業者の総合評価方法

排出量削減の結果の評価	排出量削減のプロセスの評価	評価
7 点以上 (Class I : 排出量削減が顕著な事業者)	無条件	a
3 点以上 6 点以下 (Class II : 排出量削減が進んでいる事業者)	全ての評価項目を達成している	
	上記以外	b
2 点以下 (Class III : 排出量削減が進んでいない事業者)	全ての評価項目を達成している	
	上記以外	c

備考 1 排出量削減の結果の評価は、直近の排出量削減率及び高い削減目標の設定の合計点とする。

2 排出量削減のプロセスの評価は、次の評価項目の達成状況とする。

(1) 別表第6のエネルギー消費原単位の改善率

(2) 工場等に関する削減計画を策定する者にあっては別表第7の1の使用電力の再エネ電源比率、自動車に関する削減計画を策定する者にあっては同表の2の乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合又はバス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況のいずれか

(3) 別表第8の2050年までの脱炭素化の表明